

平成 25 年 7 月 30 日
厚生労働省大臣官房地方課

民間競争入札実施事業
診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業の実施状況について
(平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日まで)

1 事業の概要

(1) 請負業務内容

診療放射線技師国家試験事業外 5 試験は、6 職種（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、これらの事務を民間競争入札の対象としている。

民間競争入札の対象とする事務としては、具体的には、会場確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

(2) 業務請負期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで

(3) 請負業者

株式会社 全国試験運営センター

(4) 受託事業者決定の経緯

「診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（5 社）から提出された企画書について、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業一式総合評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた 3 社に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成 23 年 3 月 29 日に開札した結果、2 社は予定価格を上回る価格を提示した。予定価格の範囲内であった 1 社について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術点と価格点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの市津の達成状況及び業務の実施状況	
		1年目実施状況 (23年4月～24年5月)	2年目実施状況 (24年4月～25年5月)
① 全業務共通	事業の対象ごとの作業方針	23年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。	24年度試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
② 試験会場の確保	厚生労働省の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	平成23年度は契約対象外（地方厚生局において手配）	厚生労働省の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保した。
	厚生労働省が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。	試験の座席配置については、原則、1人用机は、隣の机と離して配置し、複数人数の長机では、隣席を空けて試験定員に応じた配置となっていた。	概ね余裕を持った試験室内の座席配置とすることができた。
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。
③ 願書等の配付・受付業務	受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。	受験案内・願書の配布漏れは認められなかった。
	受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	請負業者の不注意により、一部の写真用台紙の付番漏れ及び本省への写真用台紙の送付について漏れがあった。再度書類を確認のうえ、付番及び本省に送付した。今後は、二重チェックする等、確認方法を強化することとした。	診療放射線技師国家試験において、科目免除者を一般受験者として受付処理したことが、受験票を受理した受験者からの指摘によって判明し、免除者番号を付番し直した受験票を送付した。
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。 ただ、請負業者の不注意により、誤った試験会場案内を養成所1校に送付していた。試験当日に発覚したが養成所の引率者の適切な判断により、正しい試験会場へ誘導され試験開始時刻までに入室のうえ受験できた。

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの市津の達成状況及び業務の実施状況	
		1年目実施状況 (23年4月～24年5月)	2年目実施状況 (24年4月～25年5月)
④ 試験当日の試験会場の運営	会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士国家試験については平成24年2月4日、管理栄養士国家試験については平成24年3月4日に会場責任者等に対する事前のオリエンテーションを実施し、マニュアルの遵守の徹底が図られていた。	診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士国家試験については平成25年1月26日、管理栄養士国家試験については平成25年3月9日に会場責任者等に対する事前のオリエンテーションを実施し、マニュアルの遵守の徹底が図られていた。
	試験問題の事前の漏洩の絶対防止	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。
	試験時間の過不足の絶対防止及び開始・終了時間の厳格な統一	会場責任者の勘違いにより開始時間が遅れた会場があった。この他、試験問題の配付等に時間を要したため開始時間が遅れた会場があった。それぞれ終了時間を延長し、試験時間を確保した。	試験問題の配付等に時間を要したため開始時間が遅れた。それぞれ終了時間を延長し、試験時間を確保した。
	不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	不正行為は認められなかった。ただし、一部会場において机の中に参考書を入れている受験生に対して試験監督員が注意していなかった。本部員から指摘を受け午後の試験では鞆等にしまわせた。	不正行為は認められなかった。
	マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認	受験写真用台紙と受験者の照合、及び欠席者名簿の作成を行い、正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認が行われていた。	受験写真用台紙と受験者の照合、及び欠席者名簿の作成を行い、正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認が行われていた。
	問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。	試験問題の訂正はなかった。	管理栄養士国家試験において問題に正誤があり、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従ってアナウンス及び板書を行い、受験者に対して周知した。
	受験者に配付した答案用紙の全数回収	答案用紙は全数回収されていた。	答案用紙は全数回収されていた。
	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		1年目実施状況 (23年4月～24年5月)	2年目実施状況 (24年4月～25年5月)
④ 試験当日の試験会場の運営	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。
	厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	リストを作成し、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対して、適切に対応されていた。	リストを作成し、厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対して、適切に対応されていた。
	試験会場の原状回復を行うこと。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われていた。	掲示物を全て撤去するなど適正に試験会場の原状回復が行われていた。
⑤試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止	一部の試験会場において、会場の入口が若干狭いため段階的に入場させることとしていたところ、間隔がやや空きすぎたため、入場を待つ受験者が道路にまであふれ、乗用車の通行を妨げるといった状況が発生した。請負業者の会場責任者が気づき混雑の緩和を図った。	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮をした。また試験会場周辺での交通トラブルは認められなかった。
⑥受験申請者からの問い合わせや苦情等への対応	受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。	適宜、厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応していた。	適宜、厚生労働省に連絡し指示を仰ぎ、適切に対応していた。
⑦答案用紙の引渡し	回収した答案用紙の厚生労働省が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。	回収した答案用紙については厚生労働省が指定する運送業者への引き渡し漏れは認められなかった。	回収した答案用紙については厚生労働省が指定する運送業者への引き渡し漏れは認められなかった。

3 業務実施中のトラブル等に対する再発防止策

請負業者によるトラブル等について、再発防止策を講じた。主なものについては、以下のとおりである。

トラブル等事案	再発防止策
平成23年度「第58回臨床検査技師国家試験」の受験手続きをとった受験者の写真用台紙（受験票）を受付漏らした。書類整理時に気づき、すぐに受付したため当該受験者は無事に受験することができた。	養成所からの返信用封筒を大きく開封し、かつ同封物を透明のクリアファイルに入れて作業をすることによって、同封物の抜き漏れがないようにすることにした。なお、平成24年度試験においては同様のトラブルは起こらなかった。
平成23年度「第58回臨床検査技師国家試験」の一部の会場において、試験会場の開場時刻が遅れ、会場を待つ受験者が道路にまであふれ、乗用車の通行を妨げる状況が発生した。	会場入口が若干狭いため段階的に入場させていたが、その入場に係る間隔を詰めることにした。なお、平成24年度試験においては同様のトラブルは起こらなかった。
平成23年度「第47回理学・作業療法士国家試験」の一部の会場において受験者を教室まで案内する誘導掲示板がほとんどなく迷っている受験生がいた。	誘導員および矢印誘導掲示数を増やし、誘導員にはハンドマイクを持たせアナウンスすることにした。なお、平成24年度試験においては同様のトラブルは起こらなかった。
平成24年度「第65回診療放射線技師国家試験」において、科目免除者を一般受験者として受け付け処理したことが、受験票を受理した受験者からの指摘によって判明した。	科目免除者の出願があった際は、願書に付箋を貼り一般出願者と別のトレイで願書等出願書類一式を一時保管し、発送時の送付票に誤りがないようにすることにした。
平成24年度「第59回臨床検査技師国家試験」において、誤った試験会場案内を養成所1校に送付した。	会場決定の際に、機械的に受験番号順に会場を配分するのではなく、1養成所の受験者が複数会場に分散しないように極力配慮することにした。

4 請負業者からの提案による改善実施事項

下記事項について、民間事業者からの提案により改善した。

(1) 「1分前確認ルール」の設定（平成24年度から）

試験開始や終了時等のアナウンスについて主任監督員の時計の時刻をもとに行っていたことに対し、当該アナウンスの1分前に教室内の主任監督員及びその他の監督員全員で時刻を確認する機会を設けることを採用した。このことにより主任監督員のアナウンス失念や、主任監督員の時計の時刻が適正ではないことによるアナウンス時刻の誤りを防ぐことができた。

(2) 遅刻受験者向け注意文の配布（平成24年度「第27回管理栄養士国家試験」から）

試験開始後に入室した受験者について、監督員が口頭で受験前の留意事項（携帯電話の電源を切る等）を伝えていたことに対し、同内容を記載した遅刻受験者向け注意文を配布することを採用した。このことにより伝え漏れを防ぐことができた。

5 実施経費の状況及び評価

民間競争入札による業務委託経費を従来の実施経費（平成21年度実績）と比較したところ、26,141,961円の経費増額となっている。

主な増額理由としては、願書等受付業務について、従来、国が実施していた際は職員が入居合同庁舎等の執務室等で行っていたが、民間事業者に請け負わせたことにより、民間事業者において受付窓口を新たに設置する必要があったため、当該受付窓口設置費用が発生したことによるものである。結果として民間競争入札導入前と比べ、実施経費は増額となったが、その他請負業者からの提案によりサービスの質が向上したことや、厚生労働省担当者の会場調達業務、試験運営業務などの事務軽減につながったことは評価できる。

（単位：円）

	1年目 (H23.4～H24.5)	2年目 (H24.4～H25.5)	3年目 (H25.4～H26.5)	合計
従来経費(H21 実績)【A】	146,107,000円	146,107,000円	146,107,000円	438,321,000円
業務請負経費【B】	148,871,903円	157,849,629円	157,741,429円	464,462,961円
差額【A－B】	▲2,764,903円	▲11,742,629円	▲11,634,429円	▲26,141,961円

6 これまでの指摘に対する対応

地方厚生局で実施する12種の国家試験のうち6試験事業（診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験）については民間競争入札対象であるが、民間競争入札対象外である残りの6試験事業（医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業及び薬剤師国家試験事業）についても、民間競争入札の対象範囲等拡大措置をとることができないか検討をしている。

国家試験業務については、その性格・意義から厳正に実施されなければならない、たとえ初めて請け負う業者であってもミスは許されないのが現状である。第1期目の請負業者からトラブル事例等の報告を受けているところであり、拡大措置については、慎重に判断することが適切であると考えている。このため、第1期目の3年2ヶ月の業務実施状況等を踏まえ、平成26年度中に一定の結論を出したい。

7 評価のまとめ

民間競争入札導入後は、調達時の企画内容等をはじめとした民間事業者のノウハウを生かしたサービスが提供されており、試験問題の事前漏洩はなく、また、試験が中止になることなく実施することができた。

また、事務面でも、試験会場の確保や願書受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表を一括して請け負わせているため、例えば、試験会場の借り上げ事務や試験会場設営事務、願書受付等や試験監督を行うための派遣等職員調達事務、当該派遣等職員に対する業務内容の説明事務等が軽減されるなど効果が得られたところ。

それらのことを考慮し総合的に判断すると、本業務については、概ね良好に実施されたと一定の評価をすることができる。

本契約の最終年度となる平成25年度においても、請負業者からの新たな創意工夫を生かしながら、請負業者との間でより綿密な連絡協議を通じて、いっそう円滑な業務の遂行を図りたい。